

# 「市民と行政が共に進める相互理解と協働のまちづくり指針」

## パブリックコメント結果を報告します

企画財政部広報広聴課

募 集 期 間 : 10月10日(火)～10月31日(火)  
寄せられた意見等 : 4件(郵送1件、持参3件) 19項目

### 意見1

<全般>市民にとって専門的用語やわかりにくい語意について、アンダーラインを引いて、欄外で説明したほうがわかりやすい。

#### ・検討結果

成案策定時に加えます。

### 意見2

<全般>基本的には、この指針に反対するものではありませんが、原案作成に市民がかかわっているのでしょうか。それこそ「上意下達」で行政から提案されたのであれば、指針そのものの主旨からそれるような気がします。学者との共同研究からとしても、恵庭市を十分に熟知している方なのではないかと、そうでなければ恵庭市の指針原案としてはどんなものなのでしょうか。

#### ・検討結果

指針原案はたたき台と考えています。いただいたパブリックコメント、市民検討委員会での意見を踏まえて成案としていきます。

### 意見3

<全般>この指針にスナップ写真は必要ないと思います。用語の解説も必要ですし、できるだけページ数も減らし、簡潔にすべきです。

#### ・検討結果

読みやすく多くの様々な市民の方に読んでいただきたいと考え、その工夫としてスペースを取って写真を載せています。

### 意見4

<全般>指針原案の構成は、はじめに、6項、おわりにとなっていますが、5項でよいのではないのでしょうか。現状、背景、課題はわかりますが、4項の・・・まちづくりに向けてと、5項の・・・まちづくりの進め方は、同じような文言が何度も強てきます。4項は原則を述べていますが、原則を理解しているから8項の「・・・課題」が見えてくるといいますので、原則を述べながら、4項の「・・・むけて」と5項の「・・・進め方」を一つにまとめたらどうでしょうか。例えば、5ページに、「『市民と行政が共に進める相互理解と協働のまちづくり』を目指します。」とあり、8ページの上段のほうにも、「・・・市民協働のまちづくりを進めて行きます」とあります。「目指します。」と「進

めて行きます。」はまとめられないのでしょうか。また、6ページの下から4行目の記述と9ページの下から5行目の記述は全く同じものです。簡潔な原案が望まれます。

・ 検討結果

第1項「現状」、第2項「背景」と第3項「課題」を記述し、第4項で協働のまちづくりの必要性と進めていく上で押さえておくべき原則、市民と行政の役割分担について記述しています。第4項の表題が「市民協働のまちづくりに向けて」ですが、「市民協働のまちづくりの必要性とその原則」に修正します。

第5項では、市民協働のまちづくり進めていく取り組みを記載しています。「・・・市民協働のまちづくりを進めて行きます」は「・・・市民協働のまちづくりに取り組みます」に修正します。

6ページの下から4行目の記述は「市民と行政の・・・さらなる改善のため、」を削除します。

意見5

<全般>この原案の体裁ですが、目次を除いて本文は10ページ以内で収まりませんか。この原案の作成経緯と、今後のスケジュールを示して欲しかったと思います。この原案は市役所内部の「原案作成委員会」のようなもので作成したのですか。市民の意見の検討やその回答があるとすればどこがするのですか。広報広聴課ですか。随所にゴシック体の部分がありますが、必要ですか。

・ 検討結果

ページ数については特にこだわらず、読みやすくわかりやすい内容にしていきます。

文書の中の主要な文言をゴシック体にして、強調したものです。網掛けやアンダーラインでの強調方法もあますが、その必要性も含めて検討します。担当課は広報広聴課（内線 2360）です。指針策定経過と今後のスケジュールは以下のとおり予定します。

10月まで	全職員原案周知（意見募集2回目） 北大公共政策大学院公共政策研究会との検討会（4回） 市民情報サロン懇談会で説明 パブリックコメント（10月1日号広報周知）
11月	市民検討委員会設置
12月	パブリックコメント回答公表
1～3月	市民検討委員会において指針案策定
3月	市長決裁 決定
4月	市民周知（広報誌、ホームページ、概要版配付）

意見6

<はじめに[1ページ]>「市民は受益者であり自ら行動を起こる立場ではなく・・・」の記載があるが、納税者としての受益者の考え方は無いのか。

・ 検討結果

必要とする公共サービスの全てが税（行政）により賄うことが出来ない状況との認識からの記述です。当然税により提供される公共サービスについて市民は受益者となります。

#### 意見 7

<はじめに[1 ページ]>「市民」の解説がありますが、それでは「行政」はどのようなのでしょうか。「市民」の解説があるのですから、「行政」の解説もほしいと思います。人それぞれに、「行政」というと頭に描く全体像が違うと思います。施政を行う機能体としての組織をいうのか、市役所の職員のことなのかなどです。各所に用語の解説があるのは理解しやすく、よいことです。

##### ・検討結果

次のように説明を加えます。

「行政とは恵庭市を指します。」

#### 意見 8

<1 現在のまちづくり[2 ページ]>「市民と行政が共に進める相互理解と協働のまちづくり指針」を策定するにあたって現在の“ 恵庭市独自の現状・課題 ”について述べるべきではないだろうか。本文の内容では一般的な内容に対して行政(市)は一応このようなことをやっていますよ、といった感じを受け、問題点が浮上していない気がする。

##### ・検討結果

本指針は恵庭市の協働のまちづくりの方向性を示すもので、記載されている現状や課題については恵庭市の状況等となります。明確にするため冒頭に「恵庭市では、」を加えます。

#### 意見 9

<2 現在のまちづくり[2 ページ]>具体的な事例を載せるとわかりやすい。

##### ・検討結果

コミュニティスクール活動、自主防災組織の結成、河川清掃活動等を追記します。

#### 意見 10

<2 まちづくりの背景[3 ページ] 5) 行財政運営の変化>行財政運営の変化が挙げられているが、参加・協働のまちづくりを進める背景となるのか。財政的背景の有無にかかわらず、参加・協働のまちづくりは進めていかなければならない。

##### ・検討結果

行政を取り巻く状況としての財政状況の変化はあるが、ご指摘の通り参加・協働を進める背景とはならないと考えます。削除の方向で検討します。

#### 意見 11

<4 まちづくりに向けて[5 ページ] 1) 市民協働のまちづくり>「補完性の考え方を基本と……」の記載があるが、なぜ必要なかがわからない。

##### ・検討結果

5 ページ囲みに「補完性」について説明しています。本文を次の通り修正します。

5 ページ 2 行目 「……問われることとなります。また、国の画一的なまちづくりに長く依存

した結果、かつての地域社会を成り立たせていた“自立・自助・互助”の精神の衰退が進んでいます。こうした状況の中、自分たちでできることは他人に依存しないという補完性の考え方の再生が求められています。このため、これからのまちづくりは行政だけに任せてしまうのではなく、補完性の……」

#### 意見 1 2

<4 まちづくりに向けて[6 ページ] 2)- 自己責任と自己決定の原則> 自己責任と自己決定の原則は地方分権一括法施行後の自治体と国との関係を象徴的に表現した原則であると考えます。その原則により、自治体は国への従属関係から脱却し、自己決定、自己責任で自治体運営を行うことになったのです。また、市民と行政の関係は、信託し、信託が裏切られればリコール権を行使する関係です。したがって、市民と行政の関係に自己決定、自己責任の原則を適用させるのは適切ではないので は削除の方がよいと考えます。

##### ・検討結果

本指針の「自己責任と自己決定の原則」は国と自治体との関係と同様に市民と行政の関係を示した言葉ではなく、市民と行政それぞれの協働に対する考え方、姿勢を示すものです。 の自主性と主体性の原則に通じるところがあるので、統合の方向で検討します。

#### 意見 1 3

<5 まちづくりの進め方[8 ページ] 1)- 意識の改革と担い手の確保> 「……職員向け指針……」は、市民にも周知されたと思いますが、閲覧できるのですか。

##### ・検討結果

市のホームページに掲載しています。

<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/shintyaku/collaboration/kyoudou.htm> にリンクがあります。

#### 意見 1 4

<5 まちづくりの進め方[9 ページ] 1)- 参加機会の拡大> 「……審議会などの運用……」とありますが、この指針がなくても、いままでも、審議会設置条例や規則を常に時代に合った改善をすることができたのではないのでしょうか。委員の構成や選出母体のきまりは少しずつ改善されているようですが、まだ古いままのものもありませんか。8 ページ、9 ページは行政が果たす役割を上げていますが、当たり前のことを述べていますので、ここにことさら記述しなくても進めていくべきでした。

##### ・検討結果

今まで参加・協働事業が行われていなかったのではなく当然のこととして行われてきました。本指針は参加・協働のまちづくりを明文化することで、市民と行政の役割を明確にし参加・協働を保証する性格を持ちます。したがって、行政が果たす役割をあえて文章で規定します。

掲載

#### 意見 15

<5 市民協働のまちづくりの進め方[9 ページ] 1)- 参加機会の拡大> 「新たな事業の創出」とあるが、具体的にはどのようなものを想定しているのか。また、想定している事象に対してどのように実行していくのか、といったところまで記述しないと、ただ絵に描いた餅になってしまう可能性があるのではないかと。また、そこまで考えられていないのなら、安易（太線で）に記述するべきではないのではないかと。

##### ・ 検討結果

市で検討を進めている市民活動団体が行う公益事業に対する支援事業、制度で、納税者が選択した市民活動団体に個人市民税の1%相当額を支援する制度もその一つです。

#### 意見 16

<5 まちづくりの進め方[9 ページ] 1)- 参加機会の拡大> 「・・・市民情報サロンなどの既存施設の機能整理、活用促進を図ります。」とあります。それと、先ほど出された市の「財政健全化メニュー」の中に、市民情報サロン体制の見直し（年内に方向性）とあります。「機能整理、活用促進を図る」と「体制の見直し」は同じ意味ではないと思いますが、この原案と健全化メニューとの整合性はどのようなのですか。

##### ・ 検討結果

市民情報サロンについては、平成19年度からの公益的市民活動の拠点としての機能の強化や管理の民間委託など、管理運営形態について検討しているところで、基本的に整合性は取れていると考えています。

#### 意見 17

<5 まちづくりの進め方[9 ページ] 1)- 協働の評価と公開> 「・・・実施されている行政評価制度・・・」とありますが、これは外部機関等からの評価も含まれているのですか。実施された評価はいままでも公開されたと思いますが、閲覧できるのですか。

##### ・ 検討結果

恵庭市の行政評価制度は、現在外部機関をとおした評価は行っておらず、担当部での一次評価を行った後、内部評価委員会で再評価を行いながら事務事業の検証と職員の政策形成能力の向上を図る目的で実施しています。平成17年度、平成18年度に行った評価の報告は、恵庭市ホームページの企画調整課のページに掲載しています。

#### 意見 18

<6 指針の見直し[12 ページ] 2) 条例化の検討>本文中「自治基本条例の必要性については、その内容は憲法や地方自治法等の法律に書き尽くされており、あらためて条例で規定する必要がないのでは」と自治基本条例の制定に否定的見解が紹介されておりますが、今、恵庭市が取り組もうとしている「協働のまちづくり」は市民が行政に「参加する権利」や「行政情報を知る権利」、または「知らされる権利」を「市民の権利」として認めた上で成り立つ原理です。憲法や地方自治法では「市民の権利」として認められているのは選挙する権利、直接請求（条例の制定改廃請求・事務の監査請求・議会の解散請求・解職請求）です。この「市民の権利」は地方自治法上には規定されていないので、一般的には、自治基本条例で定めております。したがって、恵庭市の「自治基本条例の必要性については、その内容は憲法や地方自治法等の法律に書き尽くされており、あらためて条例で規定する必要がないのでは」という主張には疑義があります。

また、本文の自治基本条例を「努力義務規定や宣言的内容にすぎない条例については、法として設ける意味が乏しい」についても、恵庭市がどのような姿勢で自治基本条例を作ろうとしているかによるのではないのでしょうか。条文を努力義務的規定ではなく義務規定とすることや恵庭市のあるべき市政の実現のための規定を盛り込むことで実効性のある自治基本条例となります。更に、恵庭市が同指針で「市民協働」を市民と行政が行おうとしているのに本文「市民と行政が違和感無く参加と協働やそれぞれの役割について理解できる状況の中で、実効性のある（仮称）自治基本条例の制定について慎重に検討していくこととします。」と「市民と行政が違和感無く参加と協働」ができるまで「市民の参加権」を定めた自治基本条例の検討及び制定はしないとされるのは、行政に条例検討開始の裁量権があるかのような主張には大いに疑問を感じます。

したがって、同指針は市民の「参加する権利」については自治基本条例の制定をまって明確化をしますが、それまでは本指針において定めますとすべきではないでしょうか。

#### ・ 検討結果

例示した考え方はそうした議論も法務省関係者や研究者の一部に有ること示したもので恵庭市の主張ではありません。恵庭市が条例の制定に否定的ということでもありません。自治基本条例は地方自治体の法体系の頂点に位置付けられる条例として、市民のまちづくりの権利や義務、行政や議会の責務や役割を規定するものと認識しています。ただし、条例を制定する自治体が増えていますが、どういった実効性が現れているのかが見えてこないこと、さらに、例示したようにいわゆる自治基本条例不要論があることも事実です。このため、条例を制定していくことを基本に、様々な意見に対する恵庭市の考え方を明確にするとともに、本指針の制定もその一つとして実効性確保のための手立てを講じていきます。

条例の制定検討開始の判断は当然行政だけで行うものとは考えていません。

誤解を生じないように記述を修正します。

#### 意見 19

<6 指針の見直し[12 ページ] 1)指針の見直し> 「・・・必要に応じて・・・」とありますが、どなたが、どの機関が「必要」と判断するのか明確ではありません、定期的にとか、1年ごとになどはどうでしょうか。また、このページの下段に「・・・実行性ある・・・」とありますが、「・・・必要性かつ実行性ある・・・」としたらいかがでしょうか。

#### ・ 検討結果

定期的に見直すこととします。また見直しは行政だけで行うものとは考えていません。

「・・・実行性ある・・・」については、「・・・必要性を十分理解し実効性ある・・・」と修正します。